2 地域子ども・子育で支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量

地域子ども・子育で	支援事業	確保の内容 ^(令和6年度)	事業の概要		
1.利用者支援事業		2か所	子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事どを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など事業です。本市では、利用者支援事業〔特定型〕を富田林市役所2階(こども未来室〕利用者支援事業〔母子保健型〕を保健センター(健康づくり推進課)で実施しています。		
2.地域子育で支援拠点事業 延15,967)		延15,967人	本市では、「つどいの広場」・「地域子育て支援センター」のことを言い、こ ~3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児に 相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。		
3.妊婦健康診査 延7,5420		延7,542回	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた学的検査を実施する事業で、14回分受診券を配布して健康診査の受診を啓発推奨しています。		
4.乳児家庭全戸訪問事業		559人	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。		
5.養育支援訪問事業		70人	児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭 訪問支援員が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家 適切な養育を確保する事業です。また、妊産婦を対象とした育児ヘルパー 実施しています。		
6.子育て短期	ショート ステイ	延98人	保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的は 難な場合に児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。		
支援事業	トワイライト ステイ	延5人	保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が 困難な場合に児童養護施設などで子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。		
7.ファミリー・ サポ ート・	低学年	延192日	子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)とが会員となって相互援助を行う事業であり、そ		
センター事業	高学年	延12日	の事務局を市役所(こども未来室)に置いて実施しています。		
8.一時預かり	幼稚園 在園児	延44,154人	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育な		
事業	幼稚園 以外	延4,699人	を行う事業です。本市では、私立幼稚園の在園児を対象とした預かり保育事業や保育所の一時保育事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業の一部などが該当します。		
9.延長保育事業		245人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。現在、市内の保育所では公立、民間とも19時までの延長保育を実施しており、民間2園で20時までの延長保育を実施しています。		
10.病児・病後児保育事業		延500日	子どもが病気にかかり、保護者も仕事などで子どもを看られない時に、小児科門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気の子どもを一時的に保する事業です。現在、済生会富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」(1日あり最大4名/事前登録が必要)で病児保育事業を実施しています。		
11.放課後児童	低学年	830人	小学校に通う児童のうち、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業		
健全育成事業	高学年	292人	です。本市では、放課後の児童健全育成を図るため、学童クラブを市立16小学村 (全校)で実施しています。		
12.実費徴収に係る 行う事業	補足給付を	食材料費 (副食費分) の助成	令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が始まり、本市では、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する年収360万円未満相当世帯の子どもと、小学3年生以下の子どもを第1子とした第3子以降の子どものいる世界の負担軽減のため、食材料費の副食費分について助成しています。		

編集・発行:富田林市 子育て福祉部 こども未来室

584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話:0721-25-1000(代表) / FAX:0721-24-8976

e-mail:kodomo@city.tondabayashi.lg.jp





















富田林市はSDGsに取り組んでいます。

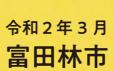


第2期 富田林市

子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度~令和6年度)







計画策定の趣旨

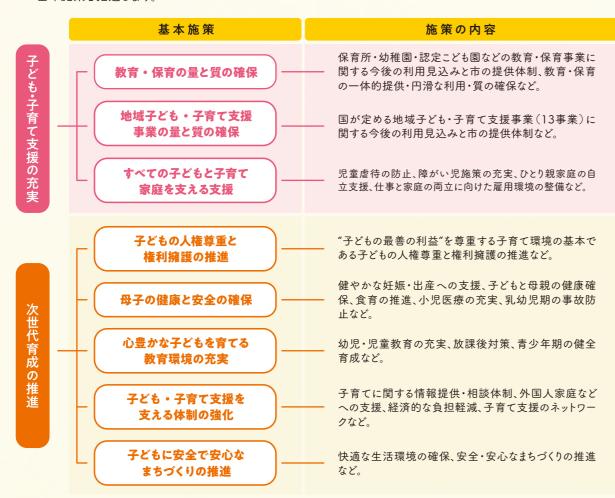
本市では、平成27年度に「富田林市子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)を策定し、様々な施 策を推進してきました。第1期計画は、令和2年3月末をもって計画期間が終了となることから、国の動向 及び本市の子どもや子育てを取り巻く課題やニーズをふまえながら、妊娠・出産期から学齢期、青少年期 に至るまで、切れ目のない子育て支援施策を総合的に推進するために、第1期計画の理念を引き継いだ 「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」(第2期計画)を策定するものです。

計画の基本理念

ともにいきいきと輝き、 あかるい未来が見えるまち・とんだばやし

計画の体系

基本理念の推進にあたり、「子ども・子育て支援の充実」と「次世代育成の推進」を柱立てとし、以下の 基本施策を推進します。



計画策定の位置づけ

第2期計画は、子ども・子育て支援施策に関連する以下の計画を包含したものとして策定しています。

- ●子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ●次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ●母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」

計画をめぐる視点

子育て支援施策を展開するには、子どもと子育て家庭への様々な視点が必要です。本市ではこれまで、 子ども・親・家庭・地域が主体的に行動するとともに、助け合いながら共に育つような視点をもって取り組 みを進めてきました。第2期計画においても、未来を担う子どもたちの個性を大切にし、他者を思いやり、 創造性豊かに成長していけるよう取り組むとともに、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに 関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちづくりをめざします。

計画をめぐる様々な視点

- 児童虐待の防止
- ●ワーク・ライフ・バランスの推進
- ●子どもの貧困対策

支援の推進

- ●外国につながる子どもへの支援 ●子どもの最善の利益を尊重した
- ●市立幼稚園・保育所のあり方 ●障がいのある子どもへの支援
- ●保育ニーズの高まりへの対応
- ●妊娠期からの切れ目のない支援
- ●安全・安心な子育て環境の充実
- 保育・幼児教育の質の確保
- ●ひとり親家庭への支援
- ●人権尊重・困難を有する子ども の支援
- ●学童クラブなどの放課後児童対策
- ●子育でするなら富田林の推進
- SDGsの視点を踏まえた計画

子ども・子育て支援事業計画の目標数値について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握するために、平成30 年度に実施した保護者への利用希望調査(子育て支援に関するニーズ調査)の結果や第1期計画期間 中における各事業の実績を総合的に勘案し、国が発出する「市町村子ども・子育て支援事業計画における 「量の見込み」の算出等のための手引き」に従い、第2期計画における「幼児期の教育・保育」及び「地域 子ども・子育て支援事業」の数値目標を設定します。

1 教育・保育のニーズ量の見込みと提供体制・提供量

●子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	提供施設(確保方策)	主な対象者		
1号認定	3~5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭 共働きであるが幼稚園利用の家庭		
2号認定	3~5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭		
3号認定	0~2歳	保育所・認定こども園・地域型保育事業	共働き家庭		

●各認定区分における第2期計画期間内の確保の内容については以下の通りです。

認定区分	年齢	教育・保育事業の確保の内容(単位:人)				
認定区 分	平即	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 号認定	3~5歳	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138
2号認定	3~5歳	1,230	1,290	1,290	1,290	1,290
3号認定	0歳	206	216	216	216	216
3号認定	1~2歳	708	748	748	748	748

[※]第2期計画期間中の保育所待機児童解消に向けて、民間保育所の誘致・建設など取り組みを進めます。